

津 市 公 報		第 91 号 平成21年10月5日
目 次		
条 例		
津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例の一部を改正する条例		
津市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
津市立学校設置条例の一部を改正する条例		
津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例		
規 則		
津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市中心身障害児福祉年金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則		
津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則		
告 示		
国民健康保険被保険者証の無効		
公示送達		
公示送達		
財政公表		
公 告		
犬の抑留		
津都市計画事業津駅前北部土地地区画整理審議会委員選挙に係る当選人		
犬の抑留		
犬の抑留		
水道局告示		
津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止		
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定		
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定		
水道局公告		
事後審査型条件付一般競争入札の執行		
選挙管理委員会告示		
芸濃北部土地改良区総代会総代選挙における当選人		
芸濃北部土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与		
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。		

津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成21年9月30日

津市長 松田直久

津市条例第35号

津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例（平成18年津市
条例第101号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（地域医療用施設）

第3条の2 開発センター等に別表に掲げる施設のほか、地域医療用施設（津
市美杉総合開発センター、津市多気地域住民センター、津市下之川地域住民
センター及び津市伊勢地地域住民センターに限る。）を設置する。

2 地域医療用施設を使用できる者は、医師、医療機関その他の医療関係者に
限るものとする。

第6条中「使用許可を」を「別表に掲げる施設の使用許可を」に改め、同条
に次の1項を加える。

2 地域医療用施設の使用料は、無料とする。

第7条中「前条」を「前条第1項」に改める。

別表中「第6条関係」を「第3条の2、第6条関係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年9月30日

津市長 松田直久

津市条例第36号

津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例（平成18年津市条例第272号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第17条」を「第26条の2」に、「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者療護施設」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（同法附則第41条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる身体障害者更正援護施設及び同法附則第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる知的障害者援護施設を含む。）」に改め、同項第1号中「身体障害者福祉法第15条第4項」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年9月30日

津市長 松 田 直 久

津市条例第37号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

20 被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第4条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 9 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 38 号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成 18 年津市条例第 232 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号の表中

「	津市立太郎生小学校	津市美杉町太郎生 2128 番地 1	」を
「	津市立美杉小学校	津市美杉町奥津 1025 番地	
「	津市立美杉小学校	津市美杉町奥津 1025 番地	」に

改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 9 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 39 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中

「	高校生	100	100	100		を
	大学生・一般	100	100	100		」

「	高校生以上・一般	100	100	100		
	回数券 (12 回)	小学生・中学生	500			に改める。
		高校生以上・一般	1,000			
						」

別表第 17 中

健康トレーニング室	個人使用	小学5年生以上・中学生	1回につき	100	
		高校生以上・一般	1回につき	200	
	回数券 (12回)	小学5年生以上・中学生	1,000		
		高校生以上・一般	2,000		
体育室	個人使用	中学生以下	1回につき	100	を
		高校生以上・一般	1回につき	200	
	専用使用	卓球に使用する場合	1回につき	2,700	

		卓球以外に使用する場合	1 回につき	2,000	
--	--	-------------	--------	-------	--

健康トレーニング室	個人使用	小学 5 年生以上・中学生		1 回につき	100	
		高校生以上・一般		1 回につき	200	
		回数券 (12 回)	小学 5 年生以上・中学生	1,000		
			高校生以上・一般	2,000		
体育室	個人使用	中学生以下		1 回につき	100	
		高校生以上・一般		1 回につき	200	
		回数券 (12 回)	中学生以下	1,000		
			高校生以上・一般	2,000		
	専用使用	卓球に使用する場合		1 回につき	2,700	
		卓球以外に使用する場合		1 回につき	2,000	

改める。

別表第 2 1 中

専用使用	午前 9 時から正午まで	1 面につき	1,300	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）増すごとに	450
	午後 1 時から午後 5 時まで	1 面につき	1,800		
	午前 9 時から午後 5 時まで	1 面につき	3,300		

を

	午後 6 時から午後 9 時まで	1 面につき	1,300	
	夜間照明	1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり	350	

専用使用		1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり	450	に、
	夜間照明	1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり	350	

専用使用			1 面につき 2 時間以内	450	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 増すごとに	220
テニスコート	個人使用	中学生以下	2 時間以内	100	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 増すごとに	50
		高校生以上・一般	2 時間以内	200		100
	専用使用	午前 9 時	1 面につき	1,300	増すごとに	450

		から正午 まで				
		午後 1 時 から午後 5 時まで	1 面につき	1,800		
		午前 9 時 から午後 5 時まで	1 面につき	3,300		
会議室		午前 9 時 から正午 まで		900		250
		午後 1 時 から午後 5 時まで		1,000		
		午前 9 時 から午後 5 時まで		1,900		

を

専用使用			1 面につき 1 時間（1 時間未満 は、1 時間 とする。） 当たり	250		
テニス コート	個人使用	中学生以下	2 時間以内	100	1 時間（1 時間未満 は、1 時間 とする。） 増すごとに	50
		高校生以上・一般	2 時間以内	200		100
	専用使用		1 面につき 1 時間（1 時間未満 は、1 時間	450		

に

		とする。) 当たり			
会議室	午前 9 時から正午まで	900	1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 増すごとに	250	
	午後 1 時から午後 5 時まで	1,000			
	午前 9 時から午後 5 時まで	1,900			

改める。

別表第 2 2 から別表第 3 2 までを次のように改める。

別表第 2 2（第 6 条関係）

津市久居スポーツ公園内テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	3 0 0
	夜間照明	1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	3 6 0
〔備考〕 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。			

別表第 2 3（第 6 条関係）

津市庄司庵公園内テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	3 0 0
	夜間照明	1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	3 6 0
〔備考〕 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。			

別表第 2 4（第 6 条関係）

津市河芸テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	2 0 0
	夜間照明	1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	3 0 0
〔備考〕 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。			

別表第 2 5（第 6 条関係）

津市芸濃テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	2 0 0
	夜間照明	1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	3 0 0
〔備考〕 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。			

別表第 2 6（第 6 条関係）

津市美里テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	2 5 0
	夜間照明	1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	1, 0 0 0
〔備考〕 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。			

別表第 2 7（第 6 条関係）

津市安濃テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	3 0 0
〔備考〕 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。			

別表第 28（第 6 条関係）

津市安濃中央総合公園内テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	3 0 0
	夜間照明	1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	5 0 0
〔備考〕 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。			

別表第 29（第 6 条関係）

津市香良洲テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	2 0 0
〔備考〕 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。			

別表第 30（第 6 条関係）

津市一志テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	4 0 0
	夜間照明	1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	5 0 0
〔備考〕 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。			

別表第 3 1（第 6 条関係）

津市白山テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	3 0 0
	夜間照明	1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	1, 0 0 0
〔備考〕 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。			

別表第 3 2（第 6 条関係）

津市フットパーク美杉内テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	5 0 0
〔備考〕 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。			

附 則

- 1 この条例は、平成２２年４月１日から施行する。
- 2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年9月30日

津市長 松 田 直 久

津市条例第40号

津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

津市消防団員等公務災害補償条例（平成18年津市条例第259号）の一部
を次のように改正する。

第2条中「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成21年10月30日から施行する。

津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月30日

津市長 松 田 直 久

津市規則第25号

津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例施行規則（平成18年津市規則第254号）の一部を次のように改める。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第11号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市心身障害児福祉年金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月30日

津市長 松田直久

津市規則第26号

津市心身障害児福祉年金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市心身障害児福祉年金の支給に関する条例施行規則（平成18年津市規則第253号）の一部を次のように改める。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（同法附則第41条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる身体障害者更正援護施設及び同法附則第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる知的障害者援護施設を含む。）

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月30日

津市長 松 田 直 久

津市規則第27号

津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第4条中「者は、」の次に「条例別表に掲げる施設を使用しようとする場合にあっては」を、「まで」の次に「、地域医療用施設を使用しようとする場合にあっては使用しようとする日の6月前の日から当日まで」を加える。

第8条中「開発センター等」の次に「（地域医療用施設を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 地域医療用施設の使用期間は、5年を超えることができない。ただし、使用期間は、更新することができる。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式（その1）（第4条、第6条関係）

美杉総合開発センター等使用（使用変更）許可申請書（和室、洋室及び調理室用）

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり津市（名称）を 使用 したいので申請します。
使用変更

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜）午 後 時 分まで		
行 事 名			
使 用 目 的			
入 場 予 定 人 員		対象者	
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名			
使 用 す る 施 設 〔使用する施設を○で 囲み、必要事項を記 入してください。〕	和 室（室名： ） 洋 室（室名： ） 調理室（室名： ） その他（ ）		
使 用 す る 設 備 器 具			
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要
特 別 の 設 備			
入 場 料 等 の 徴 収	有（ ） 円 無		

※ 次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	円
許 可 条 件 等	

第1号様式（その2）（第4条、第6条関係）

美杉総合開発センター等使用（使用変更）許可申請書（地域医療用施設用）

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり地域医療用施設を^{使 用}_{使用変更}したいので申請します。

使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 目 的	診療所（医院）を開設するため
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	
使 用 す る 施 設	（ ）センター内地域医療用施設
使用するに当たっ て の 特 記 事 項	

※ 次の欄は、記入しないでください。

許 可 条 件 等	
-----------	--

第2号様式（その1）（第5条－第7条関係）

（表）

美杉総合開発センター等使用（使用変更）許可書（和室、洋室及び調理室用）

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった津市（名称）の使用、使用変更について、次のとおり許可します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜）午 後 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
入 場 予 定 人 員	対象者
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	
使 用 す る 施 設	和 室（室名： ） 洋 室（室名： ） 調理室（室名： ） その他（ ）
使 用 す る 設 備 器 具	
冷 房	要 不要 暖 房 要 不要
特 別 の 設 備	
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円） 無
許 可 条 件 等	

※ 使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第2号様式（その2）（第5条―第7条関係）

（表）

美杉総合開発センター等使用（使用変更）許可書（地域医療用施設用）

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付で申請のあった地域医療用施設の^{使 用}_{使用変更}について、次のとおり許可します。

使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 目 的	診療所（医院）を開設するため
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	
使 用 す る 施 設	（ ）センター内地域医療用施設
許 可 条 件 等	

※ 使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第3号様式（その1）（第7条関係）

美杉総合開発センター等使用許可取消届（和室、洋室及び調理室用）

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり津市（名 称）の使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日（ 曜）午 ^前 後 ^後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 ^前 後 ^後 時 分まで
取消しに係る行事名	
取消しに係る施設 〔取消しを受けようとする施設を○で囲み、必要事項を記入してください。〕	和 室（室名： ） 洋 室（室名： ） 調理室（室名： ） その他（ ）
取消しに係る設備器具	
使用許可年月日 及び許可番号	
取消しを受けようとする理由	

第3号様式（その2）（第7条関係）

美杉総合開発センター等使用許可取消届（地域医療用施設用）

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり地域医療用施設の使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用期日	年 月 日から 年 月 日まで
使用責任者の住所及び氏名	
取消しに係る施設	（ ）センター内地域医療用施設
使用許可年月日及び許可番号	
取消しを受けようとする理由	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月30日

津市長 松田直久

津市規則第28号

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則（平成18年津市規則第87号）の一部を次のように改正する。

別表備考3中「額」の次に「（医学的管理の下における出産について、特定出産事故（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条第1号に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。）に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。）」を加え、同表備考5中「350,000円」を「390,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月30日

津市長 松田直久

津市規則第29号

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成18年津市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第4号イ中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第 2 1 7 号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成 2 1 年 9 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0 1 0 7 2 5 6	平成 2 0 年 1 0 月 1 日	平成 2 1 年 9 月 4 日

津市告示第 2 1 8 号

下記の者の差押書は、住所居所不明のため、送達することができないので、
地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送
達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 1 年 9 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		差押調書謄本、配当計算書及び充当通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算
して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 1 9 号

下記の者の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、
地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送
達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 1 年 9 月 1 8 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		平成 2 0 年度市民税・県 民税督促状 平成 2 1 年度市民税・県 民税督促状

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算
して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 2 2 0 号

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び津市財政公表条例第 3 条の規定により
平成 2 1 年 8 月 3 1 日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成 2 1 年 9 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 人口・世帯数・面積の状況
- 7 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

平成21年8月31日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一 般 会 計	94,446,869	38,791,166	41.1%	94,446,869	22,335,187	23.6%
モーターボート競走 事業特別会計	39,001,105	12,354,916	31.7%	39,001,105	11,720,150	30.1%
国民健康保険事業 特別会計 (事業勘定)	27,635,795	6,776,420	24.5%	27,635,795	9,018,645	32.6%
国民健康保険事業 特別会計 (直営診療施設勘定)	42,159	7,767	18.4%	42,159	12,135	28.8%
介護保険事業 特別会計	19,475,019	7,163,594	36.8%	19,475,019	6,592,266	33.8%
老人保健医療事業 特別会計	38,542	13,848	35.9%	38,542	3,612	9.4%
風力発電事業 特別会計	98,460	42,219	42.9%	98,460	20,393	20.7%
簡易水道事業 特別会計	989,589	17,612	1.8%	989,589	45,095	4.6%
農業集落排水事業 特別会計	538,960	48,523	9.0%	538,960	56,200	10.4%
土地区画整理事業 特別会計	1,410,256	20,043	1.4%	1,410,256	194,048	13.8%
下水道事業 特別会計	14,449,151	543,001	3.8%	14,449,151	1,482,588	10.3%
住宅新築資金等貸付 事業特別会計	470,130	50,217	10.7%	470,130	3,786	0.8%
棕本財産区 特別会計	615	26	4.2%	615	0	0.0%
後期高齢者医療事業 特別会計	4,592,111	589,146	12.8%	4,592,111	1,379,273	30.0%
定額給付金給付等事業 特別会計	4,785,318	4,751,014	99.3%	4,785,318	4,505,751	94.2%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

平成21年8月31日現在

(1) 収 入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	40,075,295	22,284,682	55.6%
2 地 方 譲 与 税	1,270,200	377,317	29.7%
3 利 子 割 交 付 金	230,000	73,917	32.1%
4 配 当 割 交 付 金	79,000	34,208	43.3%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	36,000	0	0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,500,000	666,192	26.6%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	370,000	183,500	49.6%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	460,000	125,495	27.3%
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	61,000	0	0.0%
10 地 方 特 例 交 付 金	500,000	210,005	42.0%
11 地 方 交 付 税	15,300,000	7,120,808	46.5%
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	60,000	0	0.0%
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,890,065	658,220	34.8%
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,161,862	946,154	43.8%
15 国 庫 支 出 金	8,670,910	2,666,349	30.8%
16 県 支 出 金	4,719,583	913,597	19.4%
17 財 産 収 入	228,016	42,250	18.5%
18 寄 附 金	47,751	47,263	99.0%
19 繰 入 金	6,494,825	0	0.0%
20 繰 越 金	608,598	2,189,746	359.8%
21 諸 収 入	1,432,864	251,463	17.5%
22 市 債	7,250,900	0	0.0%
合 計	94,446,869	38,791,166	41.1%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	591,440	242,148	40.9%
2 総 務 費	12,324,221	4,421,893	35.9%
3 民 生 費	26,713,416	7,769,750	29.1%
4 衛 生 費	7,966,897	1,907,218	23.9%
5 労 働 費	294,589	149,882	50.9%
6 農 林 水 産 業 費	2,845,300	349,023	12.3%
7 商 工 費	2,046,276	798,382	39.0%
8 土 木 費	13,382,108	1,547,029	11.6%
9 消 防 費	4,173,974	1,320,053	31.6%
10 教 育 費	9,828,318	3,151,228	32.1%
11 公 債 費	13,749,332	282,929	2.1%
12 諸 支 出 金	376,926	354,826	94.1%
13 予 備 費	100,000	0	0.0%
14 災 害 復 旧 費	54,072	40,826	75.5%
合 計	94,446,869	22,335,187	23.6%

3 市債の状況

平成21年8月31日現在

会 計 別	区 分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一 会 計 般 計	1 普 通 債	63,697,694	64.4%
	(1) 総 務	6,989,173	7.1%
	(2) 民 生	4,061,290	4.1%
	(3) 衛 生	8,934,956	9.0%
	(4) 労 働	11,582	0.0%
	(5) 農 林 水 産 業	1,259,135	1.3%
	(6) 商 工	304,925	0.3%
	(7) 土 木	28,209,089	28.5%
	(8) 消 防	1,895,366	1.9%
	(9) 教 育	12,032,178	12.2%
	2 災 害 復 旧 債	260,167	0.2%
	(1) 衛 生	3,329	0.0%
	(2) 農 林 水 産 業	28,978	0.0%
	(3) 土 木	227,860	0.2%
	3 そ の 他	34,877,801	35.2%
	(1) 減 収 補 て ん 債	30,032	0.0%
	(2) 臨 時 減 収 補 て ん 債	201,785	0.2%
	(3) 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	8,786,547	8.9%
	(4) 臨 時 財 政 対 策 債	25,629,908	25.9%
	(5) そ の 他	229,529	0.2%
	計	98,835,662	99.8%
特 会 別 計	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走	4,167,154	4.5%
	国 民 健 康 保 険	5,866	0.0%
	風 力 発 電	185,667	0.2%
	簡 易 水 道	3,610,689	3.9%
	農 業 集 落 排 水	5,017,561	5.4%
	土 地 区 画 整 理	1,957,739	2.1%
	下 水 道	76,950,596	83.1%
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付	717,920	0.8%
	計	92,613,192	100.0%
合 計		191,448,854	

平成21年8月31日現在 一時借入金 0千円

4 基金の状況

平成21年8月31日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	13,157,616
減 債 基 金	2,880,985
職 員 退 職 手 当 基 金	1,312,600
文 化 振 興 基 金	210,708
国 際 交 流 推 進 基 金	217,584
緑 化 基 金	116,403
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	148,620
ふ る さ と 振 興 基 金	804,894
土 地 開 発 基 金	2,279,655
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金	30,467
モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 財 政 調 整 基 金	881,759
国 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	469,149
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	456,929
棕 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	18,983
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,821
ま ち づ く り 振 興 基 金	4,005,722
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	2,892
介 護 従 事 者 処 遇 改 善 臨 時 特 例 基 金	164,758
合 計	27,167,545

5 市有財産の状況

平成21年8月31日現在

有 価 証 券 等	2,462,521千円
自 動 車	738台
建 物	1,131,437m ²
土 地	22,045,249m ²
土 地 開 発 基 金 (土 地)	82,678m ²

6 人口・世帯数・面積の状況

平成21年8月31日現在

人 口	291,678人
世 帯 数	121,017世帯
面 積	710.81km ²

7 市税の負担状況

平成21年8月31日現在

1 人 当 た り	税 目	1 世 帯 当 た り
65,956 円	市 民 税	158,969 円
56,208 円	固 定 資 産 税	135,473 円
5,709 円	都 市 計 画 税	13,761 円
4,982 円	市 た ば こ 税	12,007 円
1,671 円	軽 自 動 車 税	4,029 円
90 円	入 湯 税	216 円
254 円	そ の 他	611 円
134,870 円	計	325,066 円

津市公告第 1 4 4 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 1 年 9 月 1 4 日

2 抑留期間 平成 2 1 年 9 月 2 4 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 久居緑が丘 町一丁目	雑種	茶	メス	中	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 4 5 号

土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 3 5 条第 4 項の規定に基づき、次の者を津都市計画事業津駅前北部土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人と定めましたので、同条第 5 項の規定により公告します。

平成 2 1 年 9 月 2 8 日

津市長 松 田 直 久

1 宅地の所有者から選挙される委員の当選人

氏名又は名称	住所又は所在地
紀 平 郁 夫	津市上浜町一丁目 1 4 4 番地
岡 原 國 男	津市上浜町一丁目 1 4 3 番地
社団法人 三重県宅地建物取引業協会	津市上浜町一丁目 6 番 1
伊 藤 和 廣	津市栄町四丁目 1 4 9 番地
村 木 徹	津市安濃町清水 2 5 8 番地 1 5
永 田 正 博	津市上浜町一丁目 2 6 番地
大 森 芳 二	津市栄町四丁目 1 6 6 番地

2 宅地について借地権を有する者から選挙される委員の当選人

名 称	所 在 地
株式会社 別 府 商 店	津市上浜町一丁目 1 7 9 番地

津市公告第 1 4 6 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 1 年 9 月 2 8 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 1 年 9 月 1 8 日

2 抑留期間 平成 2 1 年 9 月 3 0 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 河芸町千里 ヶ丘	柴犬	茶	オス	中	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 4 7 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 1 年 9 月 2 8 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 1 年 9 月 2 4 日

2 抑留期間 平成 2 1 年 1 0 月 1 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 桜田町	雑種	茶白	オス	中	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市水道局告示第 2 3 号

津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり給水装置工事の事業の廃止の届出を受けたので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

平成 2 1 年 9 月 1 8 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名称	所在地	廃止年月日
有限会社中晋工務店	津市半田 5 7 2 番地	平成 2 1 年 9 月 1 日

津市水道局告示第 2 4 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 1 年 9 月 2 8 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所 在 地	指定年月日
馬路組	鈴鹿市東旭が丘三丁目 20 番 7 号	平成 2 1 年 9 月 1 7 日

津市水道局告示第 2 5 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 1 年 9 月 2 8 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名称	所在地	指定年月日
有限会社三立水道	松阪市星合町 2376 番地	平成 2 1 年 9 月 1 5 日

津市水道局公告第 12 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 21 年 9 月 28 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成21年9月28日		業 務 担 当 課	浄水課		
業 務 名	平成21年度 浄水第27号 片田浄水場耐震診断業務委託（その2）					
業 務 場 所	津市 片田志袋町		地内			
業 務 概 要	片田浄水場耐震二次診断業務 （導水ポンプ井、1～4号配水池、5～8号かん速ろ過池） 1式 浄水処理能力36,000m3/日					
期 間	契約締結の日から 平成22年3月10日 まで					
発 注 業 種	土木関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント		部門	上水道及び工業用水道
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店		営業収入金額を有すること		
		市内支店等		営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件	過去10年間に於いて官公庁等が発注した業務で、浄水処理能力が18,000m3/日以上の上水道施設の浄水場の耐震診断又は設計業務の実績を有する者であること				
	技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士（津市発注業務における専任配置）			
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から		平成21年10月13日	まで	
	閲 覧 場 所	水道総務課				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から		平成21年10月13日	まで	
	販 売 店	(有) オグラ 津市垂水2870番地の20 TEL 059 (228) 9811				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	平成21年10月13日		必着		
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成21年10月15日 午前10時15分 津市水道局 2階 入札室					
予 定 価 格	18,538,000		円 （税抜き）			
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注業務とは、水道局又は調達契約課発注業務で担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成21年9月28日		工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成21年度 簡水第9号 八幡簡易水道新設事業に伴う配水管布設工事				
工事場所	津市 美杉町川上		地内		
工事概要	配水管布設工 D I P φ150mm L=911.6m 舗装本復旧工 表層 t=5cm A=4610m ² 配水管布設工 D I P φ75mm L=246.8m 仕切弁設置工 φ150mm N=3箇所 仕切弁設置工 φ75mm N=2箇所 消火栓設置工 単口地下式 N=2箇所				
工 期	契約締結の日から 平成22年3月15日 まで				
発注業種	土木一式（配水管工事）				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A 1			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)		
現場代理人		常駐配置(監理技術者と兼務可)			
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成21年10月13日 まで			
	閲覧場所	水道総務課			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成21年10月13日 まで			
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870番地の20 TEL 059 (228) 9811			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	平成21年10月13日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛			
開札日時及び場所	平成21年10月15日 午前10時00分 津市水道局2階 入札室				
予定価格	65,151,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

津市選挙管理委員会告示第71号

平成21年9月24日執行の芸濃北部土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成21年9月25日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

別紙のとおり

当選者氏名	住所
横山 訓	津市芸濃町棕本437番地2
駒田 巧	津市芸濃町棕本520番地1
横山 文弘	津市芸濃町棕本487番地
駒田 厚	津市芸濃町棕本513番地1
堀 敏郎	津市芸濃町棕本499番地1
伊藤 俊夫	津市芸濃町棕本660番地
横山 伊三郎	津市芸濃町棕本650番地2
長谷川 渡	津市芸濃町棕本647番地1
駒田 喜勝	津市芸濃町棕本743番地
竹尾 敏一	津市芸濃町棕本5131番地11
北山 安生	津市芸濃町棕本4372番地1
横山 恒一	津市芸濃町棕本5253番地
横山 弘真	津市芸濃町棕本752番地1
堀 秀一	津市芸濃町棕本803番地1
伊藤 幹夫	津市芸濃町棕本1806番地
古市 長生	津市芸濃町棕本1874番地2
古市 常信	津市芸濃町棕本1822番地5
中村 正男	津市芸濃町棕本1786番地
小粥 文夫	津市芸濃町棕本6120番地1
北山 秀行	津市芸濃町棕本1919番地2
駒田 正	津市芸濃町棕本2719番地2
吉井 教生	津市芸濃町棕本1935番地1
高土 常男	津市芸濃町棕本3124番地1
村田 幸三	津市芸濃町棕本3659番地1
楠井 昇	津市芸濃町棕本4737番地2
臼井 守弘	津市芸濃町棕本3522番地5
山川 昇	津市芸濃町多門932番地
海野 文夫	津市芸濃町多門836番地3
高土 宗昭	津市芸濃町棕本1128番地3
岡本 隆夫	津市芸濃町多門14番地2
前川 稔	津市芸濃町林215番地1
林 克昌	津市芸濃町林1318番地
落合 貢	津市芸濃町萩野47番地1
松田 憲彦	津市芸濃町萩野709番地
田中 富生	津市芸濃町北神山347番地
赤塚 浩嗣	津市高野尾町1897番地71

津市選挙管理委員会告示第72号

平成21年9月24日執行の芸濃北部土地改良区総代会総代選挙において次の者に当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により告示する。

平成21年9月25日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

別紙のとおり

当選者氏名	住所
横山 訓	津市芸濃町棕本437番地2
駒田 巧	津市芸濃町棕本520番地1
横山 文弘	津市芸濃町棕本487番地
駒田 厚	津市芸濃町棕本513番地1
堀 敏郎	津市芸濃町棕本499番地1
伊藤 俊夫	津市芸濃町棕本660番地
横山 伊三郎	津市芸濃町棕本650番地2
長谷川 渡	津市芸濃町棕本647番地1
駒田 喜勝	津市芸濃町棕本743番地
竹尾 敏一	津市芸濃町棕本5131番地11
北山 安生	津市芸濃町棕本4372番地1
横山 恒一	津市芸濃町棕本5253番地
横山 弘真	津市芸濃町棕本752番地1
堀 秀一	津市芸濃町棕本803番地1
伊藤 幹夫	津市芸濃町棕本1806番地
古市 長生	津市芸濃町棕本1874番地2
古市 常信	津市芸濃町棕本1822番地5
中村 正男	津市芸濃町棕本1786番地
小粥 文夫	津市芸濃町棕本6120番地1
北山 秀行	津市芸濃町棕本1919番地2
駒田 正	津市芸濃町棕本2719番地2
吉井 教生	津市芸濃町棕本1935番地1
高土 常男	津市芸濃町棕本3124番地1
村田 幸三	津市芸濃町棕本3659番地1
楠井 昇	津市芸濃町棕本4737番地2
臼井 守弘	津市芸濃町棕本3522番地5
山川 昇	津市芸濃町多門932番地
海野 文夫	津市芸濃町多門836番地3
高土 宗昭	津市芸濃町棕本1128番地3
岡本 隆夫	津市芸濃町多門14番地2
前川 稔	津市芸濃町林215番地1
林 克昌	津市芸濃町林1318番地
落合 貢	津市芸濃町萩野47番地1
松田 憲彦	津市芸濃町萩野709番地
田中 富生	津市芸濃町北神山347番地
赤塚 浩嗣	津市高野尾町1897番地71